

横浜市立大学教授を定年退職されたのを期に、顕彰運動の一環として、本書の刊行を意図されたものである。

本書は、日文序言、英文諸言訳、序説訳、文書と解題・注釈訳、論点の要約訳、付録（諸氏系図）、『入来文書』が刊行された当時に出された3人のヨーロッパ研究者による書評訳、訳者解説、訳者あとがき、によって構成されている。

かつて私が竹内理三九州大学教授（1907～1997年）に卒業論文を提出した昭和29（1954）年の時点では、研究室に架蔵されていた『入来文書』の最初に掲載されている活字による史料が唯一の入来文書の内容を知ることのできるものとして利用されていた。

しかし私は英文読解能力が欠除していることもあり、英文部分を参考論文として利用したことはなかった。その後、昭和30年に日本学術振興会刊、朝河貫一著書刊行会編『入来文書』が刊行されてからは、専らそれに収録されている入来院関係史料を利用することになり、朝河編の入来文書を利用する機会もなくなった。

したがって、私は本書によってはじめて朝河の英文部分の内容を知り得たことになる。私のみならず、多くの日本史研究者はほぼ私に近い状況であったと思う。

「序説」においては、入来文書は封建時代を通じて南九州の小さな地域を継続して統一した領主の関係史料であり、それは日本全体の封建制発展の典型的形態を洞察できる史料であるとし、南九州、嶋津庄、嶋津家、渋谷家、入来院の地名と固有名詞、音訳について、翻訳についての節に分け概説している。

「文書と解題・注釈」では、英訳された155通の文書と朝河による注釈を翻訳されたものである。この部分は、日本の研究者の場合は、直接原史料からその内容を把握できるわけであるから、朝河の英訳、その英文を日本語訳にするという二重の作業を経ているこの部分には、当時の研究水準を踏えた朝河の誤解も含まれており、それを日本語に訳したものであるから、日本史研究者がこの日本語訳を研究に利用することは少ないであろうし、そのようなことがあってはならない。朝河が『入来文書』を刊行した1929年といえば、日本の荘園の内部構造研究が始ったばかりの時期であったことに留意しておく必要がある。

その事を示す一例として、本書78頁に掲載され

社会経済史学 73巻1号（2007年5月）

朝河貫一著（矢吹晋訳）

『入来文書』

瀬野 精一郎

本書は、1929年に朝河貫一（1873～1948年）によって刊行された『入来文書』の英文部分を、日本語に翻訳して刊行されたものである。

『入来文書』は、朝河が日本の封建制解明のために用いた入来文書155通を和文で揭示し、それを英文に訳し、それによって日本の封建制について英文で論じ刊行したものである。

この刊行によって、アメリカ、ヨーロッパの歴史研究者は日本の封建制の実態を知ることになり、貴重な研究業績として注目されることになった。これまで英文部分の日本語訳が行われなかったため、日本の研究者には、朝河の論文内容が周知されることがなかった。これを遺憾として、英文部分を日本語に訳して刊行されたのが本書である。

訳者の矢吹晋氏は、東京大学経済学部出身で、中国経済論、現代中国論が専門の研究者であるが、たまたま朝河が卒業した福島県尋常中学校（現安積高等学校）の後輩に当ることから、これまでも種々の朝河の顕彰運動を続けてこられたが、2004年、

ている6-C源頼朝下文について、次のように日本語訳がなされている。

(頼朝の花押)

嶋津庄に下す。以後他の者は乱暴を止めて地頭惟宗忠久の命令にしたがい、庄の住人に安全を与え、年貢と他の務めを管理せよ。諸国と諸庄における地頭の管理は鎌倉の権力の内にある。それゆえ前述の忠久は最近に件の職に命じられた。いまや摂政が変わったので、(嶋津庄)の領家はなくなった。しかし忠久の地頭職については、まったく妨げられない。忠久は土民に安全を与え、怠りなく年貢を管理せよ。その上武士と国人は勝手な狼藉を働き、年貢の(徴取を)を妨げたり、あるいは忠久の命令にしたがわず、(年貢の支払いを)年々妨げている。これらは極端に悪い行為である。以後彼らの狼藉は停止させられ、住人には安堵が与えられ、忠久の行政に反対してはならない。以て下す。

文治二年四月三日(1186年4月23日)

この訳文と比較対照するため、原史料の読み下し文を示せば次の通りになる。

(源頼朝袖判)

下す 嶋津御庄

早く 旁の濫行を停止し、地頭惟宗忠久の下知に従い、庄民を安堵し、御年貢已下の沙汰を致さしむべき事

右、諸国諸庄の地頭成敗の条は、鎌倉の進止なり、仍って件の職は、先日彼の忠久を以て補佐せしめおわんぬ、而に今殿下相替らしめ給うに依って、領家の定なしといえども、忠久の地頭の職に至りては、全く相違あるべからず、たしかに土民を安堵せしめ、懈怠なく御年貢の沙汰を致さしむべきなり、兼て又、武士ならびに国人等として、ほしいままに自由の濫行を致し、或いは御年貢物を打ち妨げ、或いは忠久の下知に背き、毎事対捍せしむの由、その聞えあり、所行の旨、尤も以て不当なり、自今以後、彼等の濫行を停止し、住人を安堵せしめ、忠久の沙汰に違背すべからずの状件の如し、以て下す、

文治二年四月三日

両者を比較対照すれば、両者の間にはかなりの差異が認められる。特に文中の「沙汰」「安堵」「進止」の意味、「(嶋津庄)の領家はなくなった」とある部分は、「領家の定めがない」と述べているので

あって、嶋津庄の領家が消失したと解釈するのは誤りであろう。

しかしアメリカ人の日本史研究者が、史料中の用語の理解に当り、朝河の英訳が重要な役割を果たしていたことは疑いない事実である。

私は1970年頃、東京大学史料編纂所に留学生として来日していたJ・P・マス氏(1940~2001年)に、週1回彼の自宅に赴いて、日本中世文書の解説の指導をしたことがあったが、彼の中世文書中の用語の理解は、朝河の「入来文書」の英訳によるものであることをしばしば口にしていた。彼はその後スタンフォード大学教授となり、アメリカにおける日本中世史研究をリードした。彼の師であるJ・W・ホールエル大学教授(1916~1997年)もほぼ同様であったと思われる。その意味で、朝河のアメリカにおける日本史研究に及ぼした影響は、きわめて大きかったことがわかる。

「論点の要約」では、「入来文書」を用いて、日本の封建制の起源、発展、諸関係、体制等について論じられている。その中で日本の封建制の特質をヨーロッパの封建制と比較し、その共通点と相違点などが論じられている。この点がヨーロッパの歴史研究者から高い評価を受けることになった。しかし英文で発表されたため、日本の研究者にはその内容の詳細が知られなかったことは事実である。本書の刊行によって、朝河の論文の詳細について日本の研究者も知ることができるようになったことは、今後高く評価されるであろう。

「文献」では、朝河が論文の中で参考にした131種の文献が掲示されており、簡単な解説が施されている。

「附録諸氏系図」は、論文の理解を助けるため、入来院関係の八種類の系図を掲示したものであるが、これは日本学術振興会刊の『入来文書』にも収録されているものである。

「書評」にはマルク・ブロック、オットー・ヒンツェ、エドアルド・ルッフィーニ・アヴォンドの三人の書評が収録されており、「比較研究に身を捧げた歴史家の天賦の才が光る」、「ヨーロッパと対比しつつ、体系的観点から原典資料を分析」、「ヨーロッパの一法学者からみた日本の封建制」といずれも賞讃の言葉を連ねている。さらに三人の評者については、訳者による詳細な解説が加えられている。

そして最後に矢吹晋氏による解説が収録されているが、矢吹氏が専攻分野に「朝河学」を加えられていることによって示されているように、朝河につい

ての永年の研究によって蓄積された成果を踏まえ、その解説は詳細を極め、本書の中で私が最も興味を持った部分である。その中でこれまで朝河について論及されている論文、研究書を博捜され、それに立脚して解説されており、よくぞこれだけの解説を加えられたものと驚嘆した次第である。

ただ戦後の日本中世史研究者が朝河史学の業績を黙殺したのは、戦後の日本荘園研究に関する論の展開に不都合であったからであり、朝河が何十年も前に否定した「奴隸制、農奴制」のドグマにとらわれていた日本中世史学界の視野狭窄は、悲劇というよりは喜劇に見えると述べられているが、この点はいささか朝河の業績を顕彰強調されるあまり、一方的な断定をされているように思う。

その代表的研究者として永原慶二（1922～2004年）、石井進（1931～2001年）氏の名前を挙げておられるが、いずれも既に亡くなられている。若し御健在ならば、反論されたであろうことは疑いないと思われる。いずれにしても多くの困難を克服して、本書が刊行されたことの意義は大きく、訳者の意図と御努力に対し衷心より敬意を表するものである。

（柏書房、2005年5月、720頁、9,975円）